

第22期第24回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和 7 年 2 月 27 日（木）午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

秋田県庁 議会棟 2 階 特別会議室

2 出席者

委員（定数10名）

船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、鎌田 誠喜、工藤 義彦、
伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦（出席 9 名）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：中林 信康

事務局：奥山 忍、本間 忠、保坂 芽衣、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：藤原 剛

3 議事事項

- （1）くろまぐろに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
- （2）くろまぐろに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- （3）秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- （4）すけとうだら日本海北部系群、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- （5）知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
- （6）小型いか釣り漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
- （7）日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）
- （8）その他
 - ① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ② その他

4 開会・あいさつ

○事務局（奥山）

ただいまより、第22期第24回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は出席委員数9名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは船木会長代理から、ご挨拶をお願いいたします。

○船木会長代理

2月も半ばを過ぎてから冬らしい気候を迎え雪害の報道が散見されておりますが、三連休明けからやっと季節の変わり目を感じられるようになってきました。

さて、本日の議題は、諮問事項が6件と報告事項が1件、その他洋上風力発電に関する説明等がございます。

第22期における最終の委員会となりますが、円滑な議事運営をお願い申し上げまして、開会に際しての挨拶といたします。

○事務局（奥山）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○船木議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は大竹委員と杉本委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○大竹委員、杉本委員

はい。

7 議事

議題1：くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について （諮問）

○船木議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

（諮問文を読み上げ）

農林水産大臣から漁獲可能量の変更通知が2回あり、1回目が4ページの1月22日付

けの通知、2回目が3ページの2月14日付けの通知で、このふたつの通知を合わせた漁獲可能量の変更の諮問となっております。

都道府県間の漁獲枠の融通については、都道府県間で協議が整った場合、水産庁の仲介がなくてもできることとなっております。

今回、大型魚については、本県の漁獲状況をみながら2回に分けて譲渡しております。

これに基づき、2ページのとおり知事管理漁獲可能量を変更します。告示案をご覧ください。

表の左が改正後、右が改正前です。変更部分には下線を引いております。

小型魚は漁獲可能量から2トン、大型魚は9トン減らしておりますので、右表中1（1）小型魚は40.7トンから38.7トン、2の大型魚（1）41.8トンから32.8トンとしております。表中（2）の知事管理区分に配分する数量は、漁獲可能量から県留保5%を除いた数量となるので、小型魚は38.7トンから36.8トン、大型魚は39.7トンから31.2トンとしております。

この変更により、本県の残りの枠は、県留保を含めると小型魚が5.9トン、大型魚が5.7トンとなり、残りあと1か月程度ですが、この量を超える漁獲はないと考えます。

残り1か月で全く漁獲がない場合でも小型魚は2.6トン、大型魚は3.1トンを上限に翌年度に繰り越しできることとなっております。

なお、今回の譲渡により小型魚、大型魚とも消化率8割以上となります。

諮問に対する説明は以上ですが、水産庁からは、譲渡によるメリットのほか、最終的な枠に対する消化率が8割を超える県に対して、消化率メリットとして翌年度の枠に追加配分を行うと説明されておりますので、本県は譲渡メリットと消化率メリットの両方の措置を受けられる対象となります。しかし、配分された漁獲枠を他県へ譲渡しても譲渡メリットには上限があることから、まずは自県の消化率を上げることが一番のメリットと考えます。

本年度も10月から県内の定置網漁業の残枠や漁船漁業の譲渡量を活用した共通枠を設定するなど柔軟に枠の調整を図ったところですが、残枠を出してしまう結果となりました。来年度も本年度同様、適宜くろまぐろ協定管理委員会を開催し、年度途中でも各地区の枠を再計算し、共通枠を設定するなど調整を図っていきたいと考えております。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○船木議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○工藤委員

現在メバルを獲っているが、マグロを釣った場合、3～4月の枠はどのような扱いになるのか。

○事務局（高橋）

3月は本年度の漁獲枠の余り小型魚、大型魚それぞれ5トン程度で操業してもらいます。4月からは来年度当初配分の漁獲枠で操業していただくことになります。

○船木議長

他にありませんか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（高橋）

(答申案の読み上げ)

○船木議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいですか。

○委員

(「はい。」の声)

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題２：くろまぐろに関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

○船木議長

それでは議事に入ります。議題１について事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

(諮問文を読み上げ)

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分は、小型魚40.2トンでこれは昨年度の当初配分より13.4トン多くなっております。大型魚の当初配分は、49.3トンで昨年より17.9トン多くなっております。

２ページをご覧ください。知事管理区分への配分の告示案です。

小型魚、大型魚とも農林水産大臣からの配分の５％を県留保とし、残りの95％を知事管理区分へ配分しております。そのため、１くろまぐろ（小型魚）は、県の留保２トンを除いた38.2トンとしております。同様に２くろまぐろ（大型魚）は、県の留保2.5トンを除いた46.8トンとしております。また、議題１でも説明致しましたが、令和７年３月末までの令和６管理期間で余った漁獲枠については、小型魚2.6トン、大型魚3.1トンを上限に繰越ができ、さらに、譲渡メリット、消化率メリットによる追加配分が６月頃にある予定です。

諮問に対する説明は以上ですが、沿岸くろまぐろ漁業の承認件数について情報提供があります。令和７年度から国全体の漁獲枠が増加することから、くろまぐろ漁業の承認件数も国全体で増やすことが可能となりました。沿岸くろまぐろ漁業の承認は、２年更新の広域漁業調整委員会指示に基づくものとなっており、本県の承認件数は131件でした。この度、承認件数の増加が認められたことから、くろまぐろ協定管理委員会の委員

の方々へアンケートをとり、新規承認の申請条件を定め、組合員全員へ要望調査を実施後、各地区で新規申請数を調整いただきました。その結果、33件の新規申請があり、現在、広域漁業調整委員会が承認の手続きを進めておりますが、本県では来年度から164件がくろまぐろ漁業承認を持つことになります。来年度の漁獲枠の総量が決まっていなか、33件の承認を増やすことは、漁獲枠の消化にどの程度の影響を及ぼすのか今から推察することは難しいですが、漁獲状況に応じて、適宜くろまぐろ協定管理委員会を開催し、調整を図っていきたいと考えております。

なお、今回は当初配分の諮問となりますが、追加配分については6月頃に通知がある予定です。その際、追加配分による漁獲可能量の変更手続きが必要となりますので、本委員会に諮問させていただきます。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○船木議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○伊藤委員

新規承認33件の地区の内訳は。

○事務局（高橋）

秋田県漁協北部支所が18件、八峰町峰浜漁協が8件、能代市浅内漁協が4件、三種町八竜漁協が3件になります。

○工藤委員

新規承認者は沖合までいく漁船なのか。ひき縄をやる船外機船も入っているのではありませんか。

○事務局（高橋）

申請書類でそこまでの確認はできませんが、入っているようです。

○工藤委員

何年も規制をかけられ、我慢しながら操業してきたが、漁獲枠が増加するという理由で操業隻数を簡単に増やされることは、既存の漁業者が可哀想な気もする。

○船木議長

他にありませんか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（高橋）

（答申案の読み上げ）

○船木議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいですか。

○委員

（「はい。」の声）

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題３：秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）

○船木議長

事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

（諮問文を読み上げ）

令和７年４月からＴＡＣ管理が開始となる「ぶり」について、秋田県の資源管理方針に追加するための改正となります。

「ぶり」のＴＡＣ管理の開始により、別紙１－１２を追加しています。また、今回新たに、別紙２－１に「はたはた日本海北部系群」、別紙２－２に「まがれい日本海系群」を追加しています。これにより、同方針の別紙３－４、３－６、３－９を削除します。

８ページに別紙の一覧を示しています。別紙１は、特定水産資源、いわゆる数量管理を行うＴＡＣ対象の水産資源です。別紙２は、特定水産資源以外に、国の資源評価が行われ資源管理目標が定められた水産資源です。別紙３は目標を定めるにあたって必要な資源評価が行われていない水産資源です。

本県の資源管理方針は、漁業者が自主的に取り組む資源管理をまとめた資源管理協定を作成する必要があり、令和５年５月に対象となる水産資源を別紙３として作成しておりました。その後、「はたはた」、「まがれい」については、国で資源管理目標が定められ、国が策定する資源管理基本方針に別紙として定められたため、今回、国の方針に資源管理の目標を合わせるため、新たに別紙２を追加しております。

５ページは別紙１－１２の内容です。５のその他資源管理に関する重要事項として、国の定める資源管理基本方針の本則第１の２（５）に定めるステップアップ管理を行うとしています。「ぶり」については、昨年７月から管理が開始された「まだら」と同じように、すぐに数量管理を行うのではなく、ステップ１、２、３と段階的に数量管理の準備を行うこととなりました。具体的には、ステップ１や２の期間中は各都道府県に具体的な数量配分は行われず、漁獲量報告体制の確立や、数量管理を行うにあたっての課題を検討する期間となります。ステップ１と２を経て、数量管理の準備体制が整った後に、ステップ３、本格的なＴＡＣ管理を開始することとなります。

６ページをご覧ください。別紙２－１は、「はたはた日本海北部系群」ですが、資源管理の方向性は国の別紙に定められているため、該当部分の記載は削除しています。７ページの別紙２－２「まがれい日本海系群」についても同様です。説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○船木議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○大竹委員

数量配分による管理を行うのはいつ頃になるのですか？

○事務局（保坂）

ステップ管理は3年（誤：5年）を目途に数量管理に移行することになりますが、漁獲報告体制の整備や管理期間の検討など、関係者とも協議しTAC管理を行うための準備が整い次第、数量管理に移行すると聞いています。

○大竹委員

本県は、数量管理になるのですか。ブリは定置網漁業での漁獲が多く、来遊状況による漁獲の年変動も大きいため、管理が難しいのではないかと思います。

○事務局（保坂）

今のところ数量管理になるのは、全体の漁獲量の80%を構成する都道府県となっており、秋田県は80%を構成する県には入っておりません。今の状況から行くと数量管理ではなく、現行水準の配分ということで漁獲努力量での管理となると想定しています。

○大竹委員

マダラも同じですか。

○事務局（保坂）

マダラは、系群全体の80%の漁獲量を構成する県に入りますので、数量配分が行われる見込みです。

○船木議長

他にありませんか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

（答申案の読み上げ）

○船木議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいですか。

○委員

（「はい。」の声）

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題4：すけとうだら日本海北部系群、するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

○船木議長

事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

（諮問文を読み上げ）

すけとうだら日本海北部系群、するめいか及びぶりの令和7年4月1日から始まる次期管理期間の漁獲可能量についての知事からの諮問です。

3ページをご覧ください。農林水産大臣から知事への秋田県への漁獲可能量の配分通知です。都道府県別漁獲可能量は、資源評価の結果を基に、過去3年間の漁獲実績を基準として農林水産大臣が数量を定め、各都道府県別に通知されます。すけとうだら日本海北部系群、するめいかの知事管理漁獲可能量は、基本シェアがそれぞれ0.04%、0.13%となり、上位80%に入らないことから、いずれも現行水準となっており、目安数量としてすけとうだらが10トン未満、するめいかは50トン未満と示されています。

ぶりについては、令和7年4月から新たに数量管理が始まりますが、初年度である今管理期間は、都道府県への数量配分は行わず、国全体での一括管理となります。配分数量は101,000トンの内数となっています。

これをうけた告示案が2ページ目となり、国からの配分通量を秋田県すけとうだら日本海北部系群漁業、するめいか漁業及びぶり漁業に配分しております。

本県の令和3～5年度の漁獲量の平均は、スケトウダラ約1.6トン、スルメイカ約31トンとなっており、令和6管理年度は途中ですが、スケトウダラ700kg、スルメイカ58トンとなっています。本県は数量配分ではなく漁獲努力量を現行水準に維持する管理ですので、目安数量の漁獲量を超えたからといってペナルティ措置や直ちに操業を制限することはありませんが、漁獲量が目安数量を大きく超過した場合は、操業や目的採捕の自粛等、適宜漁業者に指導することとしております。説明は以上です。御審議よろしくをお願いします。

○船木議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

（答申案の読み上げ）

○船木議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいですか。

○委員

（「はい。」の声）

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題5：知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

○船木議長

事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

（諮問文を読み上げ）

今回の知事許可は4漁業の公示を行うための諮問となります。新規が3件、試験操業に係る漁業が1件です。

1件目は、あまだい漕ぎ刺し網漁業です。男鹿北地区の漁業者を対象とした新規の募集です。操業区域や漁業時期は、現行の制限と変更ありません。許可すべき漁業者の数は1です。

2件目のたら刺し網漁業も、男鹿北部地区における新規の募集です。制限措置の内容は一斉更新時と同じで、許可等すべき漁業者の数は1です。

3件目の固定式刺し網漁業は、メバル、カサゴ類を対象とした秋田港内での試験操業です。漁業時期は令和7年4月1日から同月30日までで、令和3年から実施している試験操業の制限措置と同じ内容としております。許可すべき漁業者の数は1、漁業を営む者の資格は、秋田市に住所を有する者、秋田県に漁船登録を有する総トン数5トン未満の船舶の所有者又は使用者、操業区域に係る管理者等の同意及び許可等を得ている者とします。これは秋田港湾区域内へ洋上風力発電が建設されたことによる、メバル、カサゴ類の状況をモニタリングするための試験操業となります。

4件目は、底建網漁業ですが、こちらは県南部地区の新規の募集です。現在、許可を受けている漁業者が、後継者とともに共同名義で許可を受けて操業することとしており、単独名義の許可を一旦廃業し、共同名義での許可を想定しております。秋田県漁業調整規則第14条第1項第4号に定める承継に該当しますが、現時点では承継の対象漁業として指定していないため、共同経営者の追加の場合でも新規の許可の手続きを行うことになります。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、最短で県の公報に掲載できる3月7日から3月19日までの期間とします。また、操業機会を逸しないように1か月よりも短い申請期間とします。

その他として、この告示に係る許可又は起業の認可の有効期間は、あまだい漕刺し網漁業、たら刺し網漁業、底建網漁業は、許可の日から令和8年12月31日まで、固定式刺し網は、許可の日から令和7年4月30日まで、起業の認可の有効期間は、認可の日から10か月を経過した日又は同漁業の許可の有効期間までのいずれか早い期間とします。説明は以上です。御審議よろしく願いいたします。

○船木議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○三浦委員

固定式刺し網漁業の漁業時期は、令和7年4月1日からではないでしょうか。

○事務局（保坂）

ご指摘のとおりです。訂正いたします。

○船木議長

他にありませんか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

（答申案の読み上げ）

○船木議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいですか。

○委員

（「はい。」の声）

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題6：小型いか釣り漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

○船木議長

事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

（諮問文を読み上げ）

小型いか釣り漁業の許可についての諮問です。今年度に小型いか釣り漁業の許可の一斉更新をしておりますが、許可の期間は、県内船が3年間、県外船が1年間となっており、今回の公示は令和7年度の県外船を対象としたものです。

県外船については、過去の実績を基に、許可方針において許可の上限を300隻以内と設定しております。平成24年に292隻を許可して以降、現在まで減少傾向が続き、令和6年度の許可数は206隻となっており、過去10年の許可数を見ても平均で250隻程度となっております。許可又は起業の認可の隻数については、事前に関係道県への出漁希望を照会した結果、その数の合計が210隻で許可方針で定める300隻以内であることから、要望通りの隻数としております。これらの隻数については、所属道県でとりまとめた上で申請することとなっているため、隻数超過はないと考えられますが、もし超過した場合は、小型いか釣り漁業の許可の基準により優先順位を付け、告示隻数内の許可にすることとしております。説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○船木議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

(答申案の読み上げ)

○船木議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいですか。

○委員

(「はい。」の声)

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題7：日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）

○船木議長

事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

2月25日（火）に日本海・九州西広域漁業調整委員会が開催され、大竹委員にはウェブ会議で出席いただきました。議題は、太平洋クロマグロの遊漁、九州・山口西海域のトラフグ、有明海ガザミに関する委員会指示の期間満了に伴い、引き続き採捕期間や操業隻数などを制限する指示について協議が行われました。その他、今後資源管理の対象となる魚種とスケジュール、令和7年度の国の予算要求状況について説明がありました。

3ページ以降は、会議資料の一部ですが、議題1のクロマグロ遊漁に係る委員会指示に関係する資料です。4ページ（1）が委員会指示をまとめたもので、令和7年4月1日以降有効となる指示の見直し内容となり赤色の部分が変更点です。大型魚の保有制限の数、採捕報告の期限、報告内容などが変更になっており、指示の有効期間も1年間から2年間に延長されています。（2）は新たな管理措置として、令和8年4月からの遊漁の届出制の導入について現時点で議論されている内容です。6ページからは委員会指示の内容に関する詳しい資料となります。

18ページをご覧ください。こちらはTAC管理対象魚種の検討状況の資料です。黄色の線を引いている魚種が、本県に関する魚種です。引き続き新たな管理魚種の追加による資源管理方針の改正や漁獲可能量について、本委員会にて協議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○船木議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○伊藤委員

クロマグロを採捕できる上限は1月あたり1尾になるのですか。

○事務局（保坂）

遊漁者の採捕できる上限が1日1尾から1月1尾に変更となります。

○工藤委員

青森県などでは、遊漁船に10人も遊漁者が乗ってクロマグロを釣っている状況です。

○事務局（保坂）

資料の7ページに、今年度の遊漁の採捕数量と実績があります。国で示す数量を超えた遊漁での採捕実績などから、採捕制限が見直されたのではないかと考えられます。

○船木議長

他にありませんか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

よろしければ次に進みます。

議題8：その他

①秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○船木議長

その他について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

洋上風力発電関係について説明します。

沿岸海域での進捗状況ですが、男鹿・潟上・秋田沖については、漁業影響調査に関する検討委員会が昨年12月24日に開催され、調査の進め方などについて関係者協議の上、決定しました。八峰・能代沖については、選定事業者が参画した法定協議会が1月21日に開催され、事業概要や今後の漁業影響調査などのスケジュールが説明されました。また漁業影響調査に関する検討委員会が2月4日に開催され、3月に開催予定の委員会にて調査の進め方が決まる見込みです。

能代・三種・男鹿沖、由利本荘沖の洋上風力の事業見直しですが、今のところ報道以上の情報は得ていない状況です。事業者からは、男鹿市や由利本荘市等で行っているマガキやクルマエビ等の養殖やサケの種苗放流等への支援は引き続き継続していくとの説明を受けております。

○船木議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○工藤委員

風車が建設される海域は、知事許可漁業のキス漕ぎ刺し網漁業の操業範囲にもなりますが、沖合で操業している漁業者は、調査などの検討状況の情報を得たり、説明を受ける機会が十分ではない状況です。

○事務局（保坂）

風車が建つ区域が共同漁業権の区域内になりますので、共同漁業権の範囲で操業される漁業者を中心に説明されているものと思います。しかし、風車の影響が沖合や隣接する区域にも及ぶ可能性が心配されることから、漁業影響調査では沖合も含めた周辺漁業にも配慮して調査を進めることが検討されています。漁業影響調査の計画は3月に開催される検討委員会で最終的に決定する予定ですので、その後に決まった情報を地域の漁業者に対して説明されるのではないかと思います。

○工藤委員

能代港での風車の設置工事の際には、打設音が青森県まで聞こえたようです。打設音による魚への影響も心配です。

○事務局（保坂）

漁業影響調査の検討委員会には、隣接する地域の漁業者にも参加していただき、工藤委員が懸念している水中音の影響に関する意見も出ています。その点についてもしっかりと調査をしていただくよう県からも意見を述べたいと思います。

○船木議長

他にありませんか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

よろしければ次に進みます。

②その他

○船木議長

それでは、②の「その他」ですが、何かありますか。

○事務局・委員

（発言なし）

○船木議長

他に事務局から「その他」で何かありますか。

○事務局（奥山）

委員の皆様にはメールで事前にお知らせしたところですが、当委員会の会長でございました加藤和夫様が、この度、健康上の理由によりご退任なさいました。以上、ご報告いたします。

○船木議長

任期は残りわずかでしたが、ご退任なさったとのこと承知しました。委員の皆様もご承知おきください。

他に何かありますか？

○事務局（奥山）

事前にメールでお知らせしたところですが、第23期委員会の辞令交付式が来る4月1日の午前9時30分から予定しております。場所は3階の知事第一応接室を予定しており、9時までに特別会議室にお集まりいただく予定です。辞令交付終了後、第1回委員会を開催する予定でございます。追って正式にご案内いたします。

8 閉会

○船木議長

他になければ、これで第22期第24回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了